

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

発行日2019年10月21日(月)

今週のことば

恩赦

政府は明日の「即位礼正殿の儀」に合わせ、交通違反などの罰金刑を受けたことで制限されている資格を回復させる「復権」を行う。約55万人が対象になる見込み。

今週のコよみ

ご自分の予定を確認して下さい

10/21(月) 先勝

22(火) 友引 即位礼正殿の儀

23(水) 先負 電信電話記念日

24(木) 仏滅 霜降、国連の日

25(金) 大安

26(土) 赤口

27(日) 先勝 読書週間、競馬・天皇賞

先週の株と為替

日経平均株価 円(対米ドル)

10/14(月) 体育の日

15(火) 22,207 △408 108.35 ▼0.44

16(水) 22,473 △266 108.64 ▼0.29

17(木) 22,452 ▼21 108.83 ▼0.19

18(金) 22,493 △41 108.64 △0.19

相続放棄等をする場合の「熟慮期間」

政府は、台風19号による災害を「特定非常災害」に指定しました。これに伴い、被災者の権利や利益の保全等を図るため、運転免許などの許認可等に係る有効期限の延長や、期限内に履行されなかった届出等の義務の猶予など、行政手続きに関する特別措置が適用されます。

この特別措置により、相続放棄等の熟慮期間についても延長が行われます。

◆「相続放棄」と「限定承認」

被相続人(亡くなった方)の財産を相続する場合に、相続人は現金や土地等の財産だけではなく、借金等の債務も含めて相続することになります。これを「単純承認」といいます。

一方、借金等の債務が財産より明らかに多い場合などは「相続放棄」をすることで、被相続人の全ての財産と債務を引き継がないことができます。また、借金等が不明な場合などに、相続で得た財産を限度として債務を引き継ぐ「限定承認」という方法もあります(手続きが煩雑なため注意が必要)。

◆相続放棄等をする場合の「熟慮期間」

相続人が相続放棄や限定承認を選択する場合は原則、「相続の開始があったことを知った時から3ヶ月以内」に家庭裁判所でその旨を申述する必要があります。この期間を「熟慮期間」といいます。

今回の特別措置では、特定非常災害発生日(令和元年10月10日)において、災害救助法が適用された区域に住所を有していた相続人を対象に、熟慮期間が令和2年5月29日まで延長されます。

なお、熟慮期間内に相続放棄等をしなかった場合は原則、単純承認をしたものとみなされます。

■この記事の詳細は、情報BOX201540

平成30年度の黒字申告割合は約35%

国税庁によると、平成30年度における法人税の申告件数292万9千件のうち、黒字申告は101万7千件(前年度比2.8%増)で、黒字申告割合は34.7%(同0.5ポイント増)と8年連続で上昇しました。また、黒字申告1件あたりの所得金額は7216万円(同0.9%増)です。

一方、6割超を占める赤字法人1件あたりの欠損金額は683万円(同5.1%減)となっています。

なお、欠損金が生じた場合には、翌年度以降に繰越して所得から控除する「繰越控除」や、前年度の所得と相殺して法人税の還付を受ける「繰戻還付(資本金1億円以下の中小法人等に限り)」が適用できます。

年末調整で提出が必要となる申告書を確認

年末調整は「扶養控除等(異動)申告書」などに基づいて行いますので、年の中途で扶養親族の数などに異動があった場合に異動申告が行われているかなどを早めを確認します。

また、配偶者控除又は配偶者特別控除は、給与所得者本人の合計所得金額が1千万円以下であり、生計を一にする配偶者の合計所得金額が123万円以下の場合に適用できますが、年末調整において適用を受けるためには、「配偶者控除等申告書」の提出が必要となります。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

特定非常災害（令和元年台風19号）による行政手続きの特別措置

◆特定非常災害の被災者の権利利益の保全等を図るための特別措置

令和元年台風第19号による災害を「特定非常災害」として指定するとともに、被災者の権利利益の保全等を図るため、次のような行政上の権利利益の満了日の延長等を行う特別措置が適用されることとなります。

◎行政上の権利利益の満了日の延長

特定非常災害の被害者が、自動車運転の免許のような有効期限のついた許認可等の行政上の権利利益について、更新等のために必要な手続きをとれない場合があることを考慮して、許認可等に係る有効期限を最長で令和2年3月31日まで延長します。

※延長措置を講ずる具体的な行政上の権利利益、地域、対象者及び延長後の満了日は、可能な限り速やかに各府省等の告示により別途指定。

◎期限内に履行されなかった行政上の義務の履行の免責

事業報告書の提出、薬局の休廃止等の届出のような履行期限のある法令上の義務が、特定非常災害により本来の履行期限までに履行されなかった場合であっても令和2年1月31日までに履行された場合には、行政上及び刑事上の責任を問われません。

◎法人の破産手続開始の決定の特例

破産手続開始の申立ては、債務者自らがする場合のほか、債権者もすることができますが、特定非常災害の影響を受けて債務超過となった法人に対しては、債権者から破産手続開始の申立てをされたとしても、法人が清算中である場合又は法人が支払不能である場合を除き、令和3年10月9日まで破産手続開始の決定をすることができません。

◎相続の承認又は放棄すべき期間の特例

特定非常災害発生日（令和元年10月10日）において、令和元年台風第19号に際し災害救助法が適用された区域に住所を有していた相続人については、相続の承認又は放棄をすべき期間を令和2年5月29日まで延長します。

※被相続人が特定非常災害の被災者であるか否か、相続の対象となる財産が令和元年台風第19号により災害救助法が適用された区域にあるか否かは、関係ありません。

◎民事調停法による調停の申立ての手数料の特例

特定非常災害発生日において、令和元年台風第19号に際し災害救助法が適用された区域に住所等を有していた者が、今般の災害に起因する民事に関する紛争について、令和4年9月30日までの間に民事調停法による調停の申立てをする場合には、申立手数料を不要とします。

◆「相続の承認又は放棄すべき期間の特例」について

上記の特別措置のうち「相続の承認又は放棄すべき期間の特例」では、相続の承認又は放棄をすべき期間（熟慮期間）を令和2年5月29日まで延長する措置が講じられます。

◎「熟慮期間」とは

被相続人（亡くなった人）の財産を相続する場合、相続人は現預金や土地等の財産だけではなく、借金等の債務も含めた一切の財産を引き継ぐことになり、全財産を相続することを「単純承認」といいます。

相続人が被相続人の借金等の債務を引き継ぎたくないときは、「相続放棄」をすることにより、その債務を引き継がないことができます。ただし、相続放棄をすると、被相続人の債務だけでなく、被相続人が有していた財産（土地や預貯金等の権利）も引き継がないこととなります。

また、被相続人の借金などがどの程度あるか不明であり、財産が残る可能性もある場合等には、相続によって得た財産を限度として被相続人の債務を引き継ぐことができ、これを「限定承認」といいます。

相続人が相続放棄及び限定承認をする場合には原則として、自己のために相続の開始があったことを知った時から3ヵ月以内に家庭裁判所でその旨を申述しなければならないとされており、この期間を「熟慮期間」といいます。熟慮期間を過ぎると原則、単純承認をしたものとみなされ、被相続人の財産と借金等の債務を全て相続することとなります。

なお、熟慮期間までに相続の放棄や限定承認をするかどうかを決めることができない場合は、家庭裁判所に熟慮期間の伸長の申立てをすることができます。